釜 石 都 市 計 画 図

1:20, 000

令和五年三月印刷

凡 例

都市計画区域	平成19年3月31日現在	面積16,300ha
用途地域	令和元年8月1日富石市告示第78号	面積 1,450ha

用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度 (m)	備考
第一種低層住居専用地域	40	80	94	外壁後退距離 1m 高度制限適用 10m
第一種中高層住居専用地域	60	200	322	(その他の事項等) ◆用途地域指定のない区域 建蔽率 70% 容積率 200%
第二種中高層住居専用地域	60	200	60	
第一種住居地域	60	200	321	◆開発行為許可申請 都市計画区域内 1,000㎡以上
第二種住居地域	60	200	45	
近隣商業地域	60	200～300	79	◆土地区画整理事業 都市計画区域内 1,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上
商業地域	80	400	46	
準工業地域	60	200	239	
工業地域	60	200	35	
工業専用地域	60	200	258	

準防火地域	平成 6年 3月 1日 都市計画事業 20号	面積 218ha
駐車場整備地区	平成26年10月 8日 都市計画事業241号	面積 216ha
臨港地区	平成30年 4月10日 都市計画事業217号	面積 48ha
地区計画	鈴子地区 平成18年 1月 6日 富石市告示第 1号 面積 1.9ha 甲田地区 平成19年 1月 9日 富石市告示第 3号 面積 23.9ha 橋野地区 平成19年 1月 9日 富石市告示第 3号 面積 13.8ha	
特別用途地区(東京都墨田区等参照)	平成30年 3月30日 都市計画事業 28号	面積 105ha
都市計画道路		
公園・緑地・広場		
下水道排水区域	令和 5年 3月16日 都市計画事業 25号	面積 1,105ha

＊印地区の非道路指定路線型地区等区域図

その他の都市計画施設	駅前地区(市町広場等) (一部市営広場等) 汐見地区(都市広場)(市道線) 小佐野東(金澤)公園緑地(広域緑地公園) (市民体育館・市民プール) (小佐野東(金澤)公園緑地(広域緑地公園)) (市民体育館・市民プール) 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号 平成19年 1月10日 富石市告示第 3号
土地区画整理事業区域	鈴子地区(新市街地)、甲田地区(新市街地)、橋野地区(新市街地)、甲田地区(新市街地) 鈴子地区(一部)、橋野地区(一部)、甲田地区(一部) 面積約 ha 面積約 ha
建築基準法第3条適用不適用区域	都市計画区域外 4,240㎡
(20) 容積率 (60) 建蔽率	

都 市 計 画 道 路

種別	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
自動車専用道路	1・3・1	沿岸横断自動車道釜石線	23.5	13,190	
幹線街路	3・2・1	松関通線	30	140	
	3・2・2	寺通線	30	310	
	3・2・3	鈴子町中通線	30	70	
	3・2・31	釜石インター2号線	32	1,270	
	3・4・4	釜石駅中子線	16	10,500	
	3・4・5	寺町薬師堂線	20	100	
	3・4・6	釜石駅東前線	20	1,970	
	3・4・7	松原島砂田線	16	1,630	
	3・4・8	平田源太沢線	16	4,210	
	3・4・9	上中島町線	16	300	
	3・5・10	鱒荒川前浜町線	14	460	
	3・5・11	兵路島中浜線	12	340	
	3・5・12	大渡橋矢作線	15	1,170	
	3・5・13	鈴子町北線	12	410	
	3・5・14	鈴子町東線	12	70	
	3・5・15	鈴子町西線	12	70	
	3・5・16	中妻町松倉線	12	6,020	
	3・5・17	新町小川線	12	1,880	
	3・5・18	小佐野新前線	12	100	
	3・5・19	小佐野野田線	12	2,850	
	3・5・20	松原中之橋線	12	320	
	3・5・21	松倉新前線	12	140	
	3・5・30	釜石インター1号線	14.5	1,130	
	3・6・22	兵路学校前線	10	910	
	3・6・23	兵路島小沢線	10	2,400	
	3・6・24	兵路大兵線	10	280	
	3・6・25	大兵線国道線	10	380	
	3・6・26	河井仲町線	10	270	
	3・6・27	鈴子町中妻線	11	1,590	
	3・6・28	松原中通線	8	360	
	3・6・29	兵路青葉線	8	600	
	3・6・32	青葉大町線	8	280	

公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場

種別	番号	公園名	都市計画決定 決定年月日	開設年月日	面積(ha)
街区公園	2・2・1・1	岩井町公園	昭和40年 7月17日	昭和51年10月 1日	0.12
	2・2・2・2	新町公園	昭和40年12月17日(変更) 昭和51年4月8日	昭和49年 2月28日	0.19
	2・2・2・3	鈴鹿団地公園	昭和40年 7月17日	昭和49年 3月25日	0.15
	2・2・4・1	八雲公園	昭和40年12月17日(変更) 平成2年11月20日	昭和50年 3月27日	0.19
	2・2・6・2	松原公園	昭和40年12月17日(変更) 平成2年11月20日	昭和50年3月27日(変更) 平成2年11月20日	0.10 0.08
	2・2・7・1	甲村公園	昭和40年 3月15日	昭和51年 2月18日	0.13
	2・2・8・1	大兵越公園	昭和40年 3月15日	昭和51年11月30日	0.33
	2・2・9・2	定内公園	昭和40年12月17日(変更) 昭和51年2月20日	昭和55年 1月 7日	0.37
	2・2・10・1	野田西公園	昭和40年 3月15日	昭和57年 9月25日	0.49
	2・2・11・1	向定内公園	昭和40年 3月15日	昭和51年10月10日	0.42
	2・2・12・2	野田定公園	昭和40年 3月15日	平成 4年 8月 1日	0.29
	2・2・14・1	小佐野東公園	昭和50年12月17日	昭和53年 3月28日	0.10
	2・2・15・1	小佐野西公園	昭和50年12月17日	昭和53年10月 7日	0.15
	2・2・16・1	小川公園	昭和50年12月17日	昭和53年 3月30日	0.07
	2・2・17・1	目向公園	昭和50年12月17日	昭和52年12月 4日	0.15
	2・2・18・2	源太沢公園	昭和55年 2月26日	昭和55年12月15日	0.12
	2・2・20・1	大迫団地公園	昭和60年12月20日(変更) 平成28年3月14日	昭和58年11月13日	0.18
	2・2・21・2	上平田中公園	昭和60年 2月22日	昭和59年10月15日	0.19
	2・2・22・2	上平田原公園	昭和60年 2月22日	令和 2年 4月10日	0.25
	2・2・23・1	上平田東公園	昭和60年 2月22日		
	2・2・24・1	上平田西公園	昭和60年 2月22日		0.28
	2・2・25・1	元石公園	昭和60年11月30日	昭和61年 8月 1日	0.12
近隣公園	3・2・2・1	栗林公園	昭和40年12月17日(変更) 平成27年4月9日	昭和52年 3月25日	0.6
	3・2・2・2	野田中央公園	昭和40年12月17日(変更) 平成27年4月9日	昭和56年 4月10日	0.6
	3・2・3・1	荒崎公園	昭和40年12月17日(変更) 昭和50年4月1日	昭和54年 5月 4日	0.7
地区公園	4・4・1・1	大平公園	昭和40年12月17日(変更) 昭和50年4月1日	昭和50年 4月 1日	5.6
	4・2・2・1	大大場公園	昭和40年12月17日(変更) 平成28年3月14日	平成2年7月21日(変更) 平成 3年 4月 1日	3.32
総合運動公園	4・4・3・1	片岸公園	平成27年 8月 5日	平成27年 8月 5日	6.7
風致公園	5・6・1・1	水海公園	昭和40年12月17日(変更) 平成28年11月30日	昭和50年4月28日(変更) 平成28年11月30日	53.3 49.7
	5・4・2・1	甲田公園	昭和40年12月17日(変更) 平成28年11月30日	昭和50年3月31日(変更) 平成28年10月15日	90 90
墓地公園	6・4・1・1	鵜住居運動公園	平成27年 8月 5日	平成30年 8月 1日	9.2
特殊公園	7・2・1・1	嬉戸浜公園	昭和55年12月22日(変更) 平成28年11月30日	昭和56年4月1日(変更) 平成28年10月15日	6.6
緩衝緑地					
緑地	緑地 1号	青葉通り緑地	昭和55年 2月26日	02	昭和56年 3月25日	0.2
広場	広場 1号	鈴子広場	平成 2年11月28日	04	平成 5年12月14日	0.4

注 ：は、指定区域変更箇所を示す

用途地域内の建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 S、S2、S3、S4、S5、S6、S7、S8、S9、S10、S11、S12、S13、S14	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	神社等建築の用途制限あり
兼用住宅で、商用部分の床面積が50㎡以下かつ延面積の2分の1未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	工業地域内で食品製造業、印刷業、出版業、出版物の製本業、写真業、写真フィルム現像業、写真フィルム焼き付け業、写真引伸業、写真焼き付け業、写真フィルム現像業、写真焼き付け業、写真引伸業、写真フィルム現像業、写真焼き付け業、写真引伸業、写真フィルム現像業、写真焼き付け業、写真引伸